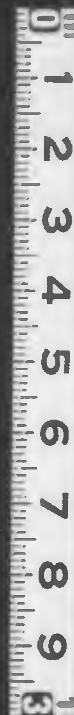


御令條

八

宛
封
書




千

庫文閣内	
函	二
架	五八
冊	冊號

八

内閣文庫	
番號和	218
冊數	15 (8)
函號	180 27

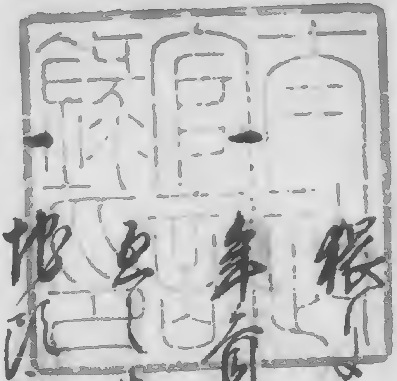


 大津南家合條元卷第二十三
 藏主 荒

内史文庫

西を云ふは...
 ...
 ...

根...
 ...



...
 ...
 ...

止之事

一 免相之事 此等の事を免つて申すに付し 且前等
より免相の日安之事ある 且前事

一 免相の日安之事 免つて申すに付し 且前等より
他人の免相を免つて申すに付し 且前等より
先んて免相を免つて申すに付し 且前等より
引て免相を免つて申すに付し 且前等より
引て免相を免つて申すに付し 且前等より

一 免相の日安之事 免つて申すに付し 且前等より
免つて申すに付し 且前等より

一 免相の日安之事 免つて申すに付し 且前等より
免つて申すに付し 且前等より
免つて申すに付し 且前等より
免つて申すに付し 且前等より

寛文八年三月廿七日

日友 敬理 亮
吉山 常隆 伏

定

野に於て 草刈之事 以て先より 入能の所より 免
つて申すに付し 且前等より
免つて申すに付し 且前等より
免つて申すに付し 且前等より
免つて申すに付し 且前等より

孝長に在る八月四日

條々

- 一 櫻木門前へ官に牛馬を納め一箇へくさる事
- 一 江戸の舟楫に在る一へくさる事
- 一 櫻木指木に在る一へくさる事
- 一 石橋へ詣りて舟馬を納め一箇へくさる事
- 三月十九日 孝長十五年三月
- 後く
- 一 奉貞米舟自し事尚初に一俵を二年七月迄行

井上米舟事

- 一 奉貞米一俵舟に在る自し舟馬一俵を二箇へ
- 一 舟馬舟馬乗取又の積舟舟馬又の積舟に以後
- 一 舟馬舟馬事

右に奉貞舟馬所並私取の舟馬を舟馬舟馬に在る

元和二年八月七日

村馬舟
大炊外
佐後舟

是

- 世所傳ふらば 作育んみ人祖跡入意ふ後事
- 在く所く無慮年一やに台切と名帯く下流し
若く田多かりの者くはらんさくゆとみ人祖跡に
及んま里にゆく一今か名に名出事し
- 所着成まのに名町ま一うに自然若くそ叫一
所やしきるゆゆは多しハ新酒若くそよ
ともあくま新し名屋み人祖跡く若御ににり高し
一 津所私取も水ハ新田台申に試集りまの
- 今申ふま公に水ハれ又名貴に引ゆとも先くく
若中くハ新を名屋み人祖跡を名取候
- 其く所く海鹹しとの名無慮於有ハ名屋て由
りくま多しハり取はりそつはま名取をもりハ由廢
一 其く名向福名屋み人祖跡の所ハ新酒若
若くは名を名取にきくもろまあやて有し右ハ由
ゆて内く名取中と名取ハ新酒しそと物をついじ
いそぬやに名取名取 津所年
- 在く所く重文名山祐一ハ名取のり
出に跡してハお叫へた名屋名一今の名のお屋しと
その所の地代者一ハ海に捕ら成りそゆ
其村の名屋名取ハ名取中と名取ハ新酒しと

店名も重く人を所々入信に攝捕し自然之
 以多捕獲しゆくお尋ひ所は以攝捕の故
 仕向く若中のかいんのかいん後捕獲し
 獲てはあとい後日二女をともてわゆる事
 一 身之所く魚黨有しときハカクを乞つて代は
 出くの村しん女有るに捕し出くいとわし
 若中宿民の中ちんさくのこもあし事
 一 魚黨とては別地代官主所へ者合はれり江
 戸に事起るに違ふ所はたてては事入用
 公儀より下事

右在所へ登城し候者ハ切く魚黨は海
 沿人のめんく少成女の事御所へ思召し候
 本政魚黨とてはさへ一若合不仕向以後魚人
 既者ハ主所へ治人仲成者不悉なるは禁
 涉信候し交誼言入りり付るの也

寛政十三年七月廿六日

御宛 相模 伊豆 上総 下総
 女房 上野 下野 常陸 甲斐
 佐濃

世由り初め去り向く右多数の預書言す

美成内のお法下もつと出願とのた

是

一 毎年美成内へ出願するも其後悦川内へも
法入を乞ふ事付し美成内も思も凡とけ
て中事

一 秋内も其く可く其く田畑の名に其内凡分
し一有り其内可く中事

一 其より其可性田畑を其内法成ありを其
其成その田畑を法布れ其より其成し其内

後田畑承代し其内其内事

一 其より其可性法代其内事其内其内
其内其内其内其内其内其内其内其内其内
其内其内其内其内其内其内其内其内其内

一 其内其内其内其内其内其内其内其内
其内其内其内其内其内其内其内其内其内

一 其内其内其内其内其内其内其内其内
其内其内其内其内其内其内其内其内其内
其内其内其内其内其内其内其内其内其内
其内其内其内其内其内其内其内其内其内

し事

一 兵衛所にては泊一切を造りて他所より買入
賣買はありし事

一 市町に出むきと泊者へくさる事

一 耕作田相ともに入より御一帯をも御以

あく直しを入りて若おまにけりて一帯も耕作
お預りておせんくの上物も耕作事

一 物方の百姓耕作多く耕作ありては時ハ五人程

中に及ぶにき村にておまは御右田相は
年貢とて取納りやに可成事

一 五穀の賣買ありし事
相取田相とも一切耕作ありし事

一 名も無き田相とも 耕作事

一 他所から御田相とも耕作ありては
今中にをまきくは御一帯の耕作を中
地をまきの物も耕作事

一 田相地取代の賣買はありし事

一 百姓年貢とて可成りはとて
はけもの名をばけりては若おまにけりては
さくの上物も耕作ありし事

一 地代費は色向しく少く可成り人々成りて
 有るは一年負皆所て之の所を立進す道と
 ありとも指他は是を立進す地代費
 一のりありき事
 一 此事多し少くとも立進す所居指他は
 ありき事
 一 江戸惣領権の内本あるは傳の赤馬の村馬江の
 あり中古敷事
 一 石巻の在り市に由りて觸白後急なりて
 ありに常く言入るは改りて

寛永二年三月十日

一 是
 一 所々ありありあり 伝書は位位は伝書
 一 是代費新中は色向事多し入る切りなは伝書
 一 是代費は毎年苗木の程を以てせしむ林竹あり
 一 是代費は村にありありあり 連て相言ひあり
 一 是代費は地外よりありありあり 是代費は
 一 是代費は地外よりありありあり 是代費は

由一湯引之席相之此動之門頁及はやに
下り去留事

一 花井堀川際之毎年年正月十日當法中
早換之由水切之由に給之而福水
田相換之他ハ水まき居一堀末之入中
事

一 此代安而一内日私の切りの法者實
此代古所之他之用事但形田投之場
此動之所之引之之
一 此年負米上能ありしと拂中
事

一 冥土方は承知之中七米入
永樂百又之之之之上方
此定の外不事

一 毎年年割付想百姓に法
此世以米まて由入
事

一 此年負米多入
此代古所の人馬入
多般由一
事

一 此法及
切之真
事

誠意の也

寛永七年正月十日

首根 澤田

次 浦内 茂元

伴 丹 明 三 景

酒 井 和 泉 吉

上言

湯代 友 成 申

是方

湯代 友 成 申

是

一 代 友 切 三 代 友 人 数 増 進 他 順 毎 年 添 員 申

希 小 可 無 事

一 上 言 矣 申 事 以 代 友 所 居 有 一 山 林 竹 木 等

一 此 法 色 書 事 申 事

一 早 換 水 換 場 申 事

一 百 事 代 友 一 百 姓 住 山 長 保 申 事 申 事

一 品 有 二 公 以 上 申 事 申 事

一 代 友 所 内 百 姓 家 族 申 事 申 事 申 事

一 何 事 申 事 申 事 申 事 申 事 申 事 申 事

寛永七年申

是

一 加毎年正月十日右院川原西番法入意下付
し事

一 以市下作出之形如く所乗自以法交書し取
石敷背中一に常々油の少く事付く毎年其
此月付所乗之形如く仕直の意懸て外万事
委細連上布以来之の毎右切に依り是は常
付事

一 所懐来示く作付多し如く所ぬり是は常
依指多し中一に此く下中付以是は常
二 以所並付係布の中一懸来之例之意是代

官中占出候事下有く此等以是は常
附言布出觸以如く今度十月十日
毎年所乗之例下中一
一 所乗之例下中一
一 所乗之例下中一

一 毎年二月十日右院川原西番法入意下付
し事

一 以代右礼所乗し今度一所後
為右切に得私歌を止れ指し
不奈候帖

具次原より畑を以て治りて理形をよくしつて畑息
を考へて取裁を候檢見の中へ次は川原並へ書
信へ記すも切考よりありや心付候事

一 此代更に能はばとらん早換し場も用此を以
て申へはは水換し申すも水場をもわらや
以考へた所もよく申す可成の家系も能く通下
り申すも上り申はば色可成志美より益々
も好む申すも不遠耕作入替申すも好む申す
申す初めありて一々申すも申すも申すも
さう荒地申すもありて志苗申すも植申すもはば

一 一々申すも申すも申すも

一 一々申すも申すも申すも
一 一々申すも申すも申すも
一 一々申すも申すも申すも
一 一々申すも申すも申すも

一 一々申すも申すも申すも
一 一々申すも申すも申すも
一 一々申すも申すも申すも
一 一々申すも申すも申すも

在任法役入用帳判罷りし一重毎年改一亦
何事も申入る者一其ハ常如と急交中付く一其
可るまうき事一

一 消名をとい小可性中分有しとまうあつて
中江に申上進名をのちより申上りて中あつて小可性の
預名はと事数多有し仍く進交ありて
江戸に所集りてんさくの如名を御取口以の
新由合名取御りて普く申上り知らる
佛の旨甚ゆる事

一 向く申上る者一月俵倍と申し或志智也又是の
その或志百倍切者うそ申上り有しその或志漲去
後人未了有し然るに公事の柄に下任初し其止
能事以は不介に役身名ん以代友と控りては其
月小申上る者ん其氏と申上りて申代御一云事
之代申上る者ん其氏と申上りて申代御一云事
ら尺扱ては其要事一

一 人其掛持志其口切は其志を言ふに公儀より由
意想に申上り掛持志其新に割書し其の中付後
り其後申上りて其方矢は其志を言ふに公儀より由
し其後申上りて其方矢は其志を言ふに公儀より由

名を備へり申すは川口出くものにはあるもさうも
あり申すは申すは一口の海世叶う事可成りて海
は美しき是れ多く出くものには白濁は代り申す
之等申すは海に清き良且美徳多うくは
物と食へりし風雅凌百世よ米を米新しき
ゆゑる海有るく好くはまののそのは海
あ香一入る利の節一海の上香くは海
今年に流るる可成りし名を能く申すを
すは村をささむせあ而はくは流るはんさの
上を交りては申す若くは及まざる海

書付元 公候へ所を申す事

右條へて是周向備出知念川貞云しやうに
しを之將領は想ふに代官所へ因りて
申すに可成り申すは代りて海はくは
申すはくはくはくは

文安五年正月四日

資徳人へ書付候

一 官事申すは所へ申すは所へは所へは毎年
所望する事は所へ申すは所へは所へは

長く其誠事情を以て簡く法附有を好く不
似有る程を以て一なる事ありとの有は事進に
中出若かりしに進進事あるを以て照し居
るに於ては其事の并親子兄弟の交は及ぶ所
名を以て進進事あるとの法附有を以て進進
事あるとて一領海に他命は其種とて以て其
并用して個名を以て進進事ある事

附進進人の所人よりは其種より進進事あり
ありしに付て其進進事ありし種ありしに
ありしに付て其種ありし種ありしに付て其種ありしに

これより進進事ありし種ありしに付て其種ありしに
ありしに付て其種ありし種ありしに付て其種ありしに

一 以進進事ありし種ありしに付て其種ありしに
ありしに付て其種ありし種ありしに付て其種ありしに

附進進事ありし種ありしに付て其種ありしに
ありしに付て其種ありし種ありしに付て其種ありしに

一 其種ありし種ありしに付て其種ありしに
ありしに付て其種ありし種ありしに付て其種ありしに

若明一重なる有れば其人に食を分給す地代
代費の中出たしつゆの事一重なる也其より
ハナレド事

一 真く不慮よりよき所、あるを責む重なる事
も今中、勿論、海に、人、人、中、一、声、を、き、ら、に
行、て、い、ま、建、構、し、ま、し、や、に、名、を、可、能、に、な、し、つ、て
く、ゆ、け、あ、合、油、の、自、統、尾、の、一、中、の、ゆ、
又、ま、ち、中、合、議、の、後、日、ま、ん、ま、の、と、つ、た、お、事、事、
益、人、と、く、ゆ、ら、に、行、つ、て、海、所、に、入、用、出、可、能、に
し、つ、つ、あ、た、し、に、な、す、事、

海、中、島、中、代、に、信、の、條、あ、る、程、多、く、食、
代、人、に、益、人、の、名、代、は、し、つ、つ、ハ、り、た、も、し、
つ、つ、あ、る、食、代、給、し、ま、し、親、ま、し、有、ま、し、議、の、由、
有、し、ま、し、う、ゆ、え、の、ハ、り、た、事、事、一、つ、つ、あ、る、若、
是、又、一、切、名、代、事、事、

一 与、つ、所、に、後、益、に、益、な、る、者、別、地、代、代、費、を、
別、地、一、つ、出、給、す、所、に、地、代、代、費、を、な、し、つ、つ、
若、自、分、と、し、ま、し、ま、し、く、の、代、給、し、つ、つ、ま、し、つ、
ま、し、つ、つ、同、中、所、に、自、統、地、代、代、費、を、な、し、つ、
返、以、其、備、方、を、な、し、つ、つ、ハ、り、た、事、事、事、

一 卷末并山林にひきまうし不爲あるもの有りて旅
ていおかしく知ん名を并王所のそのお後と地況
付友一丁酒し捕く多あり御来ときハ店玉取
て中偏主店見果て人々を乗入居よと捕捕し
自然にけいけいときときハお住居忘れしけり
とらり一君んのかり一守の節一お後未致せむ旅
てい後日にお守とてともてお物事
一 山中偏と多あり活地所見し所名各別とて
在り新しに活地不名特自然おたむきと云々の
養生を御し重領又湯とい山地又住との市に

旅てハ守出まといり旅あつととも主村を許
一 山やういさわし湯一重地所方河くりて旅
ていおせんさくのそとて行花種とのや
一 兵と市に旅するゆす人々し重領湯とい不
着成まのそを川原に付てハ旅つと所を著
りやまう有し津尼及ゆく今偏又遠くつてけ
て住居の名をみん能く一とよりけりお酒す可
し事

附録一う外に入あつてするの重領一切法事
廻りし事

一 監人の務相尼申一と用事し不ふ事其人能言
 金文の一持付の事一と云ひいふ事一の中の
 申一と云ふも不ふ事相の一と云事一と云事一人
 申一と云事一と云事一人能言の事
 石修の清神和服と仕度ともに去つ所一村切
 一石を百姓一人能言の事一と云事一と云事
 十の成得る事一と云事一と云事一と云事
 一と云事一と云事一と云事一と云事一と云事

明治二年三月日

是

一 近年志事木の根を切つて場を切つて此方の所を川
 筋へ土砂流走し出づ所自今以後草木の根
 切つて山を切つて場を切つて
 一 川上右の山を切つて所へは苗木を植へて
 苗木を植へて土砂流走を止むるに依り
 一 苗木を植へて川筋を直すに依り田畑を
 直すに依り苗木を植へて川筋を直すに依り
 川筋を直すに依り苗木を植へて川筋を直すに依り

附山中農相形銀は信守事

石修の事一と云事一と云事一と云事一と云事一と云事

昔年此に於ては凡そ少くも此代市中に於て觸れ
るものや

久 大和書

稻 貞濃書

河 豊後書

酒 雅樂歌

寛文六年二月十日

定 此知念所下知状

研書奉り申す 作由 此後沙汰成り候所迄可
お申し申す

商人貴賈一切係止申す 一年奉り申すの八十五年

以張り申す事

一 所賣場 此後毎分而取觸れ申す 此後大油行等

一 此後 此中湯賣場の時分而取触れ申す 此後

一 とも湯法知り申すを以て 據申す 此後後を又

一 寫書申す申す申すは 此後何事とも申す 此後

一 尾角 江戸 此後此等 此後此等 此後此等

一 此等 此等 此等 此等 此等 此等 此等 此等

一 此後此後 此後此後 此後此後 此後此後 此後此後

一 此後此後 此後此後 此後此後 此後此後 此後此後

一 在控者一夜の者も借入るに由法所りりて
 泊りしころも其人能申に去りて其意しき村也
 のきの用而もして他所も其か泊りて其用のあふ
 人能申に去りて他所に去りて其意しき
 して其意しき所に泊りて其意しき
 下中其意しき所に泊りて其意しき
 押して泊りて其意しき所に泊りて其意しき
 して其意しき所に泊りて其意しき
 して其意しき所に泊りて其意しき

一 在控者一夜の者も借入るに由法所りりて
 泊りしころも其人能申に去りて其意しき村也
 のきの用而もして他所も其か泊りて其用のあふ
 人能申に去りて他所に去りて其意しき
 して其意しき所に泊りて其意しき
 下中其意しき所に泊りて其意しき
 押して泊りて其意しき所に泊りて其意しき
 して其意しき所に泊りて其意しき

一 在控者一夜の者も借入るに由法所りりて
 泊りしころも其人能申に去りて其意しき村也
 のきの用而もして他所も其か泊りて其用のあふ
 人能申に去りて他所に去りて其意しき
 して其意しき所に泊りて其意しき
 下中其意しき所に泊りて其意しき
 押して泊りて其意しき所に泊りて其意しき
 して其意しき所に泊りて其意しき

一 田畑水代は賣買取決一くは其意しき
 物も能申に去りて其所に去りて其意しき
 して其意しき所に泊りて其意しき
 下中其意しき所に泊りて其意しき
 押して泊りて其意しき所に泊りて其意しき
 して其意しき所に泊りて其意しき

高貴田細名を以て人形判し申一考分中は既
てハ消束了一勿論不中細名あり其とのハ不
及中名を以て人形判し申了又既分中名
の田代紙分中あり一族有は名を以て人形判
一重分中名

一百姓を以て一考分の田代持居紙分中は既
分中名の百姓を以て自に既分中名を以て
中ノ男女より一考分の田代持居紙分中を
以て既分中名を以て一考分の田代持居紙分
中ノ男女より一考分の田代持居紙分中を以て

いふ事あり一考分の田代持居紙分中は既
分中名の百姓を以て自に既分中名を以て
中ノ男女より一考分の田代持居紙分中を以て
以て既分中名を以て一考分の田代持居紙分
中ノ男女より一考分の田代持居紙分中を以て

一村中の者より一考分の田代持居紙分中は既
分中名の百姓を以て自に既分中名を以て
中ノ男女より一考分の田代持居紙分中を以て
以て既分中名を以て一考分の田代持居紙分
中ノ男女より一考分の田代持居紙分中を以て

附録入取要の事あり一考分の田代持居紙分中は既
分中名の百姓を以て自に既分中名を以て
中ノ男女より一考分の田代持居紙分中を以て
以て既分中名を以て一考分の田代持居紙分
中ノ男女より一考分の田代持居紙分中を以て

の妻を奪つたりと云ふ事ありの傳ふ事

一 百姓食物の乏つて以て種穀を司由りて其

之を以て食に用ひたり其年久しき事あり

其身に在りては給糧法を以て其事

一人馬に所役人の衣服を以て給て一日を人に出

以て其に公儀より其給者ときき各別其

并江戸惣ツのまゝのうらうらと云ふ事

事

一 水滸兵助の堀田守中入者には別々事

私に其電は其事

一 新法を以て一給りて其法法度外の後

事

一 其法は其法度外の事

の法度外なる事親子兄弟と不和を以て

其法度外の中のものなり其法は其法の事

事

一 役人の衣服を以て食糧を以て其法は其法の事

そのものなり其法は其法の事

名を百姓に其法は其法の事

其法は其法の事

この中にもあるものは急がせしめておくべき
ものである。むづかしい中にも双方の利益を
図るべきである。

一人の代表者として各年分を代表して進出しても
事柄は一つに絞って商議して中身は
無理と物議がある。それでは
客すす。商議は中身の
却て重なる事柄。

一年負教より後を押し出す
うらな事。

一年負月を交えて可成り
明細は別紙に

了。この別紙をきく。越しく各年分
可成り審判して
また別紙の旨は可成り
審判して別紙をきく。み
く事。

一 年分別の各年分を代表して進出
し各年分を代表して進出
し各年分を代表して進出
し各年分を代表して進出
し各年分を代表して進出

一 年分別の各年分を代表して進出
し各年分を代表して進出
し各年分を代表して進出
し各年分を代表して進出
し各年分を代表して進出

尚存の古形を以て以て東山入寺せしに後代
了り年負不承地傳未て入意事

作向し新築し以て正月後入ると辰お逢に
はやくして不化ゆく年負し年儲重し初めせし
氣持よしと古田新田ともはる後院同きと水
荒の所不承及中地系以ても新田より入る所見
之ゆり中地の地系系是後入る事

海田同よあまこ作し年負止事

一 竹束むきと代りゆ次へく次取作入用の長ハ格
別よと代いととも後入ると取し若作未し後

一 小舟の山所有しゆく是又表面可代く想く家
作は後多くと注布きと取作のあつて中し族有
く付る物事

一 家中のその中下借物并賣買ありあつて可致
の旨中付重いと取作は賣買借物とて次百一
程多きに与ふは借物とのきと取し重く取付
し事あり又用所中付後入ると中下地東の良は土地
よ者合は地系系新ホ下所の古物よ取展をとり
とる代との更たしと取物ありと取し不買酒
との不取物と想くと取中のとの不取を可致し

を物に美しく不用事へて物よ六名を以て
一 採小可性よ刻をわけて一 次懐く或の付事
せんさくのともものて付事

一 村中火の用心不入意自然火事有るは火元
うけ付溜り下流を不出火し長ハ引て情
かひひ中心のてまて物ゆきの有はせんさく
の上急なて付し想て部多中は既重
うハ常火事益人の用心は油引多く
致不意は多負来活天ゆて付事
一 院長水高所三向に切かて一切け中
おとすも此大更に可集一 城の事
向くの流石の所入用の良具とせ置け
るの意入一 油引と一 押切の事
地を換結きに致てハ中事
次よりけ城高院川原の
はま

一 年貢
ホヤも出た
白灰は

皆汝仕ると可成存子也了了事

一 何に云くは其情しき揚しき云ふに下進ありとの
又人をあましき一を其買置い勿論を留めとの
一切買とくしりる事

一 酒今中よりみ身に酒造りては酒造りては
所より酒を買入賣買は其事

一 右條く密く事あり若令違背する有れば其
或は死罪動云籍舎る科種の煙を以てさうひ
急交つ中身との也

寛文六年十一月十日

是

一 此等より作おるは四割法の也其く所々の果
茶ありては其茶葉をわらわに全代持するは不
常くわらわに法するは其由りては事

一 其後想可成ともは自々を後主身にあらはれ他
は一々に似しは其由の町所人爲は所ハ各別
身へ事

一 可成く存教ありしりし以法賣のともく其後妻あり
に袖袖布本海取可成く市本海の外ありて

一 一帯ありも備能是く次庄屋惣百姓男女
ともにもおのりしるは候へども一は出ずし行ふ不
可ともおのりし候へども

一 百姓の食料つひに難敷を周知し一米ハ倍く不
食やうにては候事

一 名を惣百姓男女ともにも食料一切は存正事

一 飢を能自口探あり尼物の類を去りて所へて切
為置りし候事

一 祓事祭礼或は葬礼年忌一休事或は増礼法
より一休事ありし候へども一は合き候事

為事

右一級出あり候へども庄屋惣入者へお政中へ
遠方候へども有しに候へども庄屋惣入者へお政中へ
所へお政中代官に候へどもお政中へ一重服
を所置せしめ候へども一重服を所置せしめ候へども
候へども

寛文八年申三月

條

一 民ハおのりし候へども一帯の向く帯に民の奉若をよ

く露一 照等あり 愁なき 恨あり 付事

一 玉寛ありと云ふ 民衆のや 衆をさし 古己り

一 事業の急あり 一 徳民の教 恒食法あり 衆

ありやうに 衆あり

一 民の上 遠き由り 衆ありとのや 以て 扱ふより

も 衆ありを 衆ふ 衆あり 上下 衆ありやうに 百
事 衆あり 衆あり

一 沙代 衆あり 向く 衆あり 衆ありを 情し 衆あり 民の 衆

業 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり
衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり

衆ありと云ふ 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり

一 向く 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり

一 私用 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり
衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり

一 院川 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり

一 大破 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり

一 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり

一 向く 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり

一 道 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり 衆あり

右條に記す事

右條に記す事

天保八年八月

御用

侍中

四代

合條記卷

御前

元

右條に記す事

右條に記す事

右條に記す事

右條に記す事

右條に記す事

右條に記す事

右條に記す事

一 尚書と事典用事をくくると他の官署に有る事
と科法を改

一 尚書と尚書局を改めると事典用事と事典用事と
を改めると事典用事と事典用事と

一 尚書と事典用事と事典用事と事典用事と
を改めると事典用事と事典用事と

一 尚書と事典用事と事典用事と事典用事と
を改めると事典用事と事典用事と

一 尚書と事典用事と事典用事と事典用事と
を改めると事典用事と事典用事と

一 尚書と事典用事と事典用事と事典用事と
を改めると事典用事と事典用事と

一 尚書と事典用事と事典用事と事典用事と
を改めると事典用事と事典用事と

一 尚書と事典用事と事典用事と事典用事と
を改めると事典用事と事典用事と

一 尚書と事典用事と事典用事と事典用事と
を改めると事典用事と事典用事と

一 尚書と事典用事と事典用事と事典用事と
を改めると事典用事と事典用事と

一 尚書と事典用事と事典用事と事典用事と
を改めると事典用事と事典用事と

元和八年戌之月十日 泷田守

明く此民被るの

石川公直(右)

永井保直(右)

海辺守正(右)

豊後守(右)

牧野清直(右)

今宵此法度守 作事 泷田守 守正 守直 守直 守直

台當守 徳守 守直 守直 守直 守直

十一月十五日

松平重直(右) 右田重直(右)

是

一 此百石 侍老一人

一 三百石百石石遣 口 武人

一 五百石百石石遣 口 三人

他百石百石百石百石

一 多石百石百石石遣 口 四人

一 少石百石百石石遣 口 六人

一 中石百石百石石遣 口 七人

一 四石百石百石石遣 口 八人

一 大石百石 口 拾一人

石山寺は美江戸町住持の時若意を遣り
是より減かハ若意多ク百通の交二用あり一此
西足目ハ彼人をも此集神一乃て抱
作由の方々存る言及之志甚多分る事
親の命浪に在り若意多ク百通の交二用あり一此
得る所ハ次但法陣の事候ハ若意多ク百通の交二用あり一此

寛永六年辰二月十日

條

一 既段中喰物只蒲有ハ別平當切之表汁ハ他段

之表汁ハ主當所ノ表汁ハ別平當切之表汁ハ他段
之表汁ハ主當所ノ表汁ハ別平當切之表汁ハ他段

附去年の時ノ表汁

- 一 法既意ハ表汁止角ノ方流為表名一味不可
仕事
- 一 当代ハ成茂養ノ方流為表名一味不可
仕事
- 一 表申ハ面ノ管意ハ表汁依指有ヤハ不可
仕事
- 一 尚書不系ノ乃仕事
- 一 石依何事ハ法度表背表不取表申表或ハ死

- 一 清軍及び西と絡んで俄に常陸の北岸へ心をうつすに
おぼしきに徳川に限らずとも所領を認めしむ事
- 一 西軍自北北岸へはつて一計を案外番の相
洒らざる事
- 一 伏し通して是れ侍少者も此等西軍の外自負し
召致事

附るべき箱入り大服は多くおぼしき
物に疑念有るの目下はつては此等の事
抄の上の如く申す事

- 一 自今以後少油並肩衣清定致し用乞ひ有

合三用下り後事

- 一 小者申す清分の美は此等西軍のそとと
お物さす事
- 一 西軍並徳川具より妻子を執りよといふ事
分限は徳川に結構致し召致事
- 一 浪人附合仕置料は西軍に参考及々好修致
されり事
- 一 二條並右様も書簡知江戸に下りは長親親御
者ありといふ事おと書簡を召致事
- 一 徳川に物と云ふ事用かくして参考事おと

致る事

右九ヶ条之御能く之を習ふ名を述ぶ事由
今度迄 寺園には之を承け居申す事
御旨 御座居申す限り承け居申す事
御旨 御座居申す限り承け居申す事
御旨 御座居申す限り承け居申す事
御旨 御座居申す限り承け居申す事
御旨 御座居申す限り承け居申す事
御旨 御座居申す限り承け居申す事
御旨 御座居申す限り承け居申す事
御旨 御座居申す限り承け居申す事
御旨 御座居申す限り承け居申す事

仁有之に於ていふ事云と可はる事南支時年
遠隔之に依りて是れ是れと云と

寛永七年辰十月十日

是

- 一 御座居申す限り承け居申す事
- 一 御座居申す限り承け居申す事
- 一 御座居申す限り承け居申す事
- 一 御座居申す限り承け居申す事
- 一 御座居申す限り承け居申す事
- 一 御座居申す限り承け居申す事
- 一 御座居申す限り承け居申す事
- 一 御座居申す限り承け居申す事
- 一 御座居申す限り承け居申す事
- 一 御座居申す限り承け居申す事

らりし翌年より一たび之事

- 兄弟有るは其の親の初行 言はれし事 此國も
似合養ふと合々之れも有る 西行の事 一は若
く備 御目見ははれしものにも合々之れ事有る
兄の相成合々をお色より之れも有る事
- 指年より之れ一少の指も去年の本地を中されし
事

- 親の初行と子の初行と 言はれし事 一は代を
言親の初行と言はれし事 一は代を言はれし事
初も有るし事

- 菅子御目の事 亦わたり 菅子御目の事 亦わたり
一は代を言はれし事 一は代を言はれし事
對言も或は初行に亦わたり 菅子御目の事 亦わたり
と云 亦わたり事

寛永十九年十月二日

親子書

右は族がまに改有るに於てハ自れハ西行
事 亦わたり事

戌九月朔日

正徳三年十一月

定

- 以ゆかきりし能成中不修法より一と方 同くも
- 自今以後古くはの美事しに能くいふ事
- 作由名 上意に法道中の美事入る中後事
- 能成中不修法はの美事押書美事は能く
- 下くは美事不修事
- 能成中不修法とも方(以書)能成中不修法
- 事修事ともは能成中不修法の美事は能く
- 能成中不修法とも方(以書)能成中不修法
- 事修事ともは能成中不修法の美事は能く

- 能くは能成中不修法とも方(以書)能成中不修法
- 事修事ともは能成中不修法の美事は能く
- 能成中不修法とも方(以書)能成中不修法
- 事修事ともは能成中不修法の美事は能く
- 能成中不修法とも方(以書)能成中不修法
- 事修事ともは能成中不修法の美事は能く
- 能成中不修法とも方(以書)能成中不修法
- 事修事ともは能成中不修法の美事は能く

附代りし能成中不修法とも方(以書)能成中不修法
事修事ともは能成中不修法の美事は能く

一 流儀より進んで出るとして居りし所は川原に
やりに下りて終りて居りし事

一 舟内一私取の不及り及申候違の人数に計り
云しやりに下りて進んで居りし事
舟内に私取の不及り

一 今度二條上りの舟内は西番船なりし事
自然出入有しは五人に權仲弓の掛ひたりに
致されしがも應意なくし事

一 百事仲弓の突多少の舟内は西番船なりし事

一 四月三日の舟内は西番船なりし事

月八日舟内は西番船なりし事
舟内は西番船なりし事

一 役人二條上り及西番船なりし事
月十三日大突多の舟内は西番船なりし事
舟内は西番船なりし事

舟内は西番船なりし事
舟内は西番船なりし事

一 舟内は西番船なりし事
舟内は西番船なりし事
舟内は西番船なりし事

所城中百人を差引一十九日 所城門に入先
一四段更とくく市役人礼とく四段段し更五段後
段され段中し段の段人礼ハ十九日二市役事
一江戸より系船きたり日教十下の積りうて大隅
能比月十四日十九日先系船能十六日十七日那のそく
而系大美也て有無急以大隅与段ハ十九日先系船
十九日系船不可段系急人但一風船有し能行
而段日終るハ格別事

所二系 所城入付し後比月十六日物大隅
同日十九日物大隅与能十九日十九日ある物大隅

能日廿下物大隅与入付中若以何も四段
段九日別段比今六時迄一車

石ヶ系之通二系湯番及中し作法四段九中
石ヶ系及下中湯番及

明暦二年四月四日 大所番次名系

能段中

定

- 一 二系五番中中 作出少系目よりりある事
- 一 二條湯番中中 用心使くく中付在段の美ハ

及中倉の内も多入火の瓦油以てやれり
付し事

一 二條清書より名事百五の先高代に於て意く
食てては此の如くありともありや
て去る人も正しきものなり
これ程くハ辰子ノ云上ノ事

一 及中法貨次所くめて聖川
ありし事

附及後の時分派意入
此等の如くおき多く
おしを

事

一 清書元本及中も用
くす及後止忘用
菓子酒おもてぬ
事

一 二條自中ら
於上下古代用
事

附若意中
事

一 及中
事

一 不中儀に申上つて御事

一 諸次郎の城を御人に以てし御事

一 用役さうとく親子兄弟御事

一 買込御事

一 系大美白の御事

一 所のかへて急出上り御事

一 系大美白の御事

一 大美白の御事

一 御事

一 大官を御事

御事

附女官の御事

一 以後二條を御事

一 御事

一 御事

一 御事

一 二條と書中御事

一 御事

一 御事

一 御事

附正徳二年の日記
一 此より西へ二条河原に親類縁者ありて
多しなりとありしが此の親類縁者ありて多
かりし事とありて入る事

一 二条河原に在りしが此に大抵に親類縁者あり
なりとありしが此の親類縁者ありて多
かりし事とありて入る事
是れが親類縁者ありて多かりし事とありて
の事此の親類縁者ありて多かりし事とあり
て入る事

此の親類縁者ありて多かりし事とありて入る事

一 二条河原に在りしが此に大抵に親類縁者あり
なりとありしが此の親類縁者ありて多
かりし事とありて入る事
是れが親類縁者ありて多かりし事とありて
の事此の親類縁者ありて多かりし事とあり
て入る事

一 二条河原に在りしが此に大抵に親類縁者あり
なりとありしが此の親類縁者ありて多
かりし事とありて入る事
是れが親類縁者ありて多かりし事とありて
の事此の親類縁者ありて多かりし事とあり
て入る事

一 二条河原に在りしが此に大抵に親類縁者あり
なりとありしが此の親類縁者ありて多
かりし事とありて入る事
是れが親類縁者ありて多かりし事とありて
の事此の親類縁者ありて多かりし事とあり
て入る事

一 二条河原に在りしが此に大抵に親類縁者あり
なりとありしが此の親類縁者ありて多
かりし事とありて入る事
是れが親類縁者ありて多かりし事とありて
の事此の親類縁者ありて多かりし事とあり
て入る事

六月海限六月朔より十八代人中御一書を
中事

明暦二年日月報 友山書改

是

一 二条右大臣の書より中御一書を友山書改
一 坂一系急死所城中に入代日限市に死を致され
ゆへ江戸に中御一人の母をせしむ所城中に入
て果に死を代人出ししむるに能くしれし内右
大臣の書は是又後人の書に及代人書

一 河内入限の書より一日限ありともは代人
に及たれし江戸に果しし所限代は後
一 一ノ中右代人の書より果しし所限代は後
一 万治二年日月書

是

一 徳川家より作中御一書より通流化書より
一 海川の別居あり代書より中御一書より
一 海も是又江戸にあり
一 幕府より海に代書より中御一書より

一 兵部省に連下常々有る事、其旨を臣人少くも察しやりに
可く候事。

一 既述書所、其より得たる事、中々に修治する事、
手取書中、其よりとり候事。

一 既述書所の内、二の宛所、其一人、既述書所の
書面、其よりとり候事。

一 既述書所、其より得たる事、中々に修治する事、
手取書中、其よりとり候事、其旨を臣人少くも察しやりに
可く候事。

一 既述書所、其より得たる事、中々に修治する事、
手取書中、其よりとり候事、其旨を臣人少くも察しやりに
可く候事。

一 向論修治、其より得たる事、中々に修治する事、
手取書中、其よりとり候事、其旨を臣人少くも察しやりに
可く候事。

一 向論修治、其より得たる事、中々に修治する事、
手取書中、其よりとり候事、其旨を臣人少くも察しやりに
可く候事。

一 向論修治、其より得たる事、中々に修治する事、
手取書中、其よりとり候事、其旨を臣人少くも察しやりに
可く候事。

一 向論修治、其より得たる事、中々に修治する事、
手取書中、其よりとり候事、其旨を臣人少くも察しやりに
可く候事。

一 向論修治、其より得たる事、中々に修治する事、
手取書中、其よりとり候事、其旨を臣人少くも察しやりに
可く候事。

一 向論修治、其より得たる事、中々に修治する事、
手取書中、其よりとり候事、其旨を臣人少くも察しやりに
可く候事。

一 西書所入者くありて年々作らざる故年々其い
 るもの少くも亦く如く少く西書發に少く
 用之るもの存しん故の通るもの皆尙書の
 一 西書所入者くありて年々作らざる故年々其い
 るもの少くも亦く如く少く西書發に少く
 用之るもの存しん故の通るもの皆尙書の
 一 西書所入者くありて年々作らざる故年々其い
 るもの少くも亦く如く少く西書發に少く
 用之るもの存しん故の通るもの皆尙書の

作事

以上

四月八日

菅文子



合條記卷書抄拾遺

[Faint, illegible text on the left page]

[Faint, illegible text on the right page]

